

にいがた健康経営推進企業登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、従業員又は従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）の健康づくりに積極的に取り組む企業等を「にいがた健康経営推進企業」として県が登録し、その取組を支援することにより働く世代の健康づくりの促進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領において、企業等とは、次のいずれにも該当する企業、法人、団体の事業所をいう。

- (1) 従業員等の健康づくりに意欲を有し、かつ新潟県内に所在すること。
- (2) 原則として雇用保険に加入していること。
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、健康増進法（平成14年法律第103号）等の関係法令に違反していないこと。
- (4) 特定の政治団体や宗教活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと。
- (6) その他、不相当と認められないこと。
- (7) 原則として、取組内容の公表が可能であること。

(登録要件)

第3条 県は、下表に掲げる取組を行う企業等をにいがた健康経営推進企業として登録（以下「登録企業」という。）する。

項目	取組内容
喫煙・飲酒	禁煙・分煙、適正飲酒等の推進
健（検）診	特定健診・特定保健指導、がん検診受診等の推進
栄養・食生活	減塩、野菜摂取等の食生活改善の推進
身体活動・運動	運動習慣定着の推進、運動・スポーツ活動等の推奨
歯・口腔の健康	口腔衛生、歯科健診受診等の推進
こころの健康	メンタルヘルス対策等の推進

(登録手続)

第4条 登録を希望する企業等は、「にいがた健康経営推進企業登録申込書(様式1)」により県に登録の申込みを行うものとする。

2 県は、前項の申込みのあった企業等について、その内容を審査し、適当と認められる場合には「にいがた健康経営推進企業登録証(様式2-1)」を交付する。

(登録企業への支援)

第5条 県は、登録企業が行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 従業員等の健康づくりに積極的に取り組む企業等としての広報
- (2) 健康づくりの推進に関連する情報提供
- (3) その他、従業員等の健康づくりの推進のための支援

(取組状況の報告)

第6条 登録企業は、毎年度、県が別に定める日までに、「にいがた健康経営推進企業取組状況報告(様式3)」により、前年度取組状況を県に報告するものとする。

- 2 県は、取組状況報告書のほか、取組の実施の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 県は、必要と認められる場合は、訪問調査等により取組の実施状況の確認を行うことができる。

(にいがた健康経営推進企業マスターの認定)

第7条 報告のあった企業等のうち、一定の取組が認められるものを「にいがた健康経営推進企業マスター」として認定する。

2 にいがた健康経営推進企業マスターにおける必要な事項等については、別に定める。

(登録記載内容変更の届出)

第8条 登録企業は、企業等の名称又は所在地等に変更があったときは、速やかに「にいがた健康経営推進企業登録内容変更届(様式4)」を県に届け出るものとする。

2 県は、変更内容の確認を行い、再交付年月日を明記した「にいがた健康経営推進企業登録証(様式2-2)」を交付する。

(紛失による登録証の再発行)

第9条 登録企業が、「にいがた健康経営推進企業登録証（様式2-1又は様式2-2）」を紛失し、再発行を希望する場合は、「にいがた健康経営推進企業登録証再発行依頼書（様式5）」により、再発行を依頼するものとする。

2 県は、依頼内容の確認を行い、「にいがた健康経営推進企業登録証（様式2-2）」を再発行する。

(登録の辞退)

第10条 登録企業は、登録を継続できなくなった場合、「にいがた健康経営推進企業登録辞退届（様式6）」に登録証を添えて県に提出することにより、登録を辞退するものとする。

(登録の抹消)

第11条 県は、以下の場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 第6条により県が定める日から1年間取組報告がない場合
- (2) 登録企業が明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でないと判断した場合

(表彰)

第12条 知事は、特に取組内容が優れている登録企業を表彰するものとする。

2 その他、表彰における必要な事項等については、別に定める。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和元年7月11日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に廃止前の元気いきいき健康企業登録事業実施要領の規定により登録された元気いきいき登録企業は、この要領の施行の日において第4条の規定による登録を受けたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に廃止前のグッド！スポーツカンパニー（新潟県スポーツ推進企業）認定制度実施要綱の規定により認定されたグッド！スポーツカンパニーは、この要領の施行の日において第4条の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要領は令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要領は令和3年3月12日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。